

内村鑑三とルター

はじめに

内村鑑三 (1861-1929) とルター (Martin Luther, 1483-1546) を比較する際の観点を明らかにしておきたい。内村自身が、(二度目の) 回心した頃からルターに強い関心をもち影響を受けていたことを示す文章がある。また、後年には、「ルーター傳講話」(一九一〇(明治四三年)や「ルーターの遺せし害毒」(一九一七(大正六)年)など、まとまった文章も残しているが、本稿では、内村とルターとの接点を信仰義認にしほり、その回心の経緯を「良心の危機」という観点から比較する。それを基に両者の信仰義認比較・解釈し、最後に、そこから明らかになる内村の信仰態度の特徴を提示したい。

一 信仰義認に至るまで

内村の代表的な著作である『余は如何にして基督信徒となりし乎』(以後、『余は如何にして』と略記する)を、ルターとの関係に着目しつつ読み直すことによつて、以下のようにも読むことができるとはならないだろうか。

内村は札幌農学校での入信後、七年を経た二四歳のときに、眞の信仰を求めて渡米した。アマスト大学(二度目の回心の場所)に入るまでの約六カ月の間は、精神薄弱児童養護院の看護人として働くのだが、そのときの様子が、『余は如何にして』だけでなく、『流竄録』に、さらに詳細に記されている。それが単なるアメリカ体験記ではないことは、「余が病院勤務に入ったのはマルティン・ルーターをエルフルト僧院に逐いやつたとやや同じ目的を

川端伸典

もってであつた」と、言うことからも明らかであろう。では、この「やや同じ目的」とは何であらうか。

周知のように、ルターは一五〇五年七月一七日、エルフルトのアウグスティヌス派修道院に入った。その動機を松田智雄は簡潔に次のように紹介する。「神は神聖であり、完全に正義であるという。もしそうだとすれば、その神は、『わが命ずるところを行なえ』と人間に要求し、行なえなければこれを審判し罰する神である。彼（ルター）はこの脅かす神への恐怖から逃れるために、修道生活にはげんで完全になろうとし、また罰を免れようとした⁽³⁾」（一）内、筆者）。しかしながら、その結果として、「狂気・妄想・精神錯乱」をもたらした。金子晴勇はそれを、「このような内心の危機は良心の危機にはかならなかった⁽⁴⁾」とする。

内村も同様の動機とその結果を『余は如何にして』に記している。「病院勤務」の動機として『来るべき怒り』からの唯一の避難所と考⁽⁵⁾えていたと記しているが、その結末を次のように言う。

「慈善の要求するものは完全な自己犠牲と全部的の自己没却であるが、余がその要求に自分自身を合致させようと努力するなかに、余の生来の利己心はそのあらゆる怖い極悪の姿をもって余に現された⁽⁶⁾」のである。結果として「病院勤務」は「避難所」とはならず、かえって「……余自身の中に認められた暗黒に圧倒されて、余は意気消沈し、言うべからざる苦悩に悶えた⁽⁷⁾」こと——「良心の危機」——を告白している。

このように見ると、ルターにとつての「修道院」と、内村にとつての「養護院」が並行した意義をもっていることが明らかとなる。つまり、両者とも、神の意に「自分自身を合致させようと努力」しても、当初の「目的」とは反対に、神の前に立つ「良心」と人間の「根源的罪性」に拘束された「行為」とが乖離することを痛感する場所が「修道院」であり「養護院」であった。「他人にも知られないような罪の攻撃を彼がひそかに感じたのは、その良心が狂敵なる神の前に立ち、神の光に照明されて、徹底的に自己の罪性を認識させられ⁽⁸⁾」るからであるが、このとき、内村は「疑惑」が生じたといひ、ルターは「神の義」に対する嫌悪⁽⁹⁾が生じた、という。

さて、最初に引用した内村の文章「ルーテルをエルフルト僧院に逐いやつたとやや同じ目的」（傍線、筆者）という箇所を注意深く読むと、内村は“drive”という他動詞を使つており、したがって、穿つた解釈をすれば、ルターと内村が主体としてもつていた直接的動機とは異なり、ある「強制」の意味が加わる。

「罰を免れよう」という直接的・利己的な「やや同じ目的」によつて、二人は結果的に「良心の危機」に陥つたのだが、この「やや同じ目的」が、「予期したのとは反対の方法」にしたがい、そのはじめからより高次の「目的」を孕んでいたことを知るとき、自らを超えた力が自らに働いているというニュアンスをもつ“drive”という表現が有効とならう。

では、「良心の危機」とは、ルターと内村にとって何だったのだろうか。「良心の危機」は、それへと至る二人の経緯を見ればわかるように、自力救済（神の意に「自分自身を合致させよう」とする律法主義）の全き不可能性に直面したときに生じている。

『余は如何にして』執筆時の内村は、當時を振り返って次のようにいう。「長く求められた平和と、それから結果するすべての福な果実とはその中から（「良心の危機」の中から）生じたのである」（一）筆者。このように言う内村には、この「良心の危機」は、かえって、二人が意図せざる次の段階への不可欠のステップ、必要条件であったという認識がある。したがって、‘drove’の解釈として、一義的にはルターと内村の側に主体性をみることができが、振り返って見たとき、二人の意思に反した、あるいは、それを超えた「力」を示唆するものとして解釈することができらるだろう。

二 信仰義認

信仰義認すなわち贖罪信仰とは、定式化していると、万民の罪を背負ったイエス・キリストが十字架にかけられることにより人類の罪が贖われた、という信仰であり、一種の神秘主義の様相を呈するということができるだろう。したがって、合理的に説明・受容できるものではなく、上に詳述したように、内村鑑三にとってもルターにとっても、回心するまでの間、「キリスト」は「贖

き」となっていた。

金子晴勇によると、ルターは「良心の危機」のなかで、ウィッテンベルク大学神学部長のシュタウピッツから次のような指導を受けたことが回心の契機となったという。シュタウピッツは「真の悔い改めは神に対する愛にはじまる」と述べて、悔い改めから出発していつて神の愛に昇りつめるオッカム主義の精進の道を逆転させなければならぬことをルターに示唆した、と。金子は、この延長線上に「行為義認」から「信仰義認」への転換があったとする。つまり、「宗教の本質は道徳からは認識できないのであって、聖なる存在からの生命により生かされる経験のなかにのみ宗教の本質がある」のであり、この認識の転回から「行為による「能動主義」から信仰による「受動主義」への信仰の転回もたらされた、という。この転回にともない、「神の義」についての認識も、「神の義」というのは、神がそれによって罪人を裁く審判の正義ではなく、キリストの福音のゆえに罪人を義人とみなす、したがって人間の側からは信仰によって受動的に与えらるる義である」というように転回する。

一方、内村は、周知のように、アマスト大学のシーリー校長から「信仰義認」を教えられることにより回心をした。

……、即ち人の義とせらるゝは行為に由るに非ず、信仰に由るを余は始めて彼より教へられたのである。……（中略）
……、此事を知って余の重荷は忽ち余の双肩より落ちたので

ある、神の前に自ら義人たらんとのみ焦りし余は是に於て眼を挙げて十字架上に宝血を流し給ひしキリストを仰ぎ依て以て義とせられたのである、即ち既に招かれたる余は今や義とせられたのである、……⁽¹⁶⁾

内村がルターから学んだことは明らかであるが、内村は書物から学ぶだけではなく、両者の回心へ至る経緯を比較してわかったように、内村はルターとほぼ同様の経験——「良心の危機」のピーク——を経て、「十字架上のイエス・キリスト」に出会っていることがわかる。

三 信仰義認論

ここで、内村とルターの信仰義認Ⅱ「信仰のみ」(sola fide)を比較する(なお、ルターの信仰義認はルターの『ローマ書講義』を解釈することにより瞥見する)。

内村が信仰義認を定式化している箇所として、「神の義」は……人の義ではない、人が自力を以て達成せし義ではない、神より信する者の上に賜はる所の義である。神は此義をキリストを信する者の上に賜ふて彼を義とし給うのである⁽¹⁷⁾」を挙げることができよう。では、どのように「彼を義とし給う」ことができるのか、という疑問に対して内村は次のようにこたえる。「神は「その生み給へる独子」を世に遣はし(「降世」)、彼を十字架につけ(「受難」)Ⅱ神による自己否定、彼にありて人類の凡ての罪を

永へに処分し、以て人の罪の赦さるゝ道を開き、我等彼を信する者は彼にありて罪を罰せられ、彼にありて義とせられ⁽¹⁸⁾」る、と。ここで鍵となるのが「彼(キリスト)にありて」ということの解釈であろう。

内村はその解釈を「エベッ書⁽¹⁹⁾」で試みる。それを簡単に紹介すると次のようになるだろう。「キリストに在りて」はギリシヤ語では「エン・トウ・キリスト」と表記され「エン」は英語の「に」にあたることをこわつたうえで、「エン」によって「神と人との和合」を意味すると解釈する。では、この「和合」とはどのような事態であろうか。——神は「罪に沈める人」を愛することはできないが、一方、人も「聖き神」に近づくことができない。しかし、「キリストは神の子が女より生まれた者である。故に神と人との両性を具へたる者である」から、神はキリストを愛することができ、また、人もキリストに近づくことができる。こうして「キリストを愛する愛に於て一致して神と人との一致和合が完全に成立した」と、内村は考える。そして、「まことにキリストは神と人との密会所である」とも言う。

一方、ルターの信仰義認は、「神は義それ自体」であるが、「神の義とは、それによって神ご自身がみずからにおいて義でありたもう義ではなく、われらが神ご自身によって義とされる——このことは福音を信じる信仰によって生じる——ものとして理解されねばならない」。人間の側では、「謙虚と信仰を通してわれわれは

まったく無となり、すべてのものから空しくされ、われら自身から逃れ出る」ことで義とされる、と要約することができるだろう。

この信仰義認を武藤一雄²¹は次のように解釈する。「われわれの徳と義とが全く空しいものであると信ずるときに」「われわれは、われわれの外 (extra nos)、すなわち神の前 (coram Deo) において、本来あるところのものに、われわれ自身において、内面的 (in nobis, intra nos) になり、他方、「神は義それ自体」であるが「御自身の外に (extra se) すなわち、われわれのうち (in nobis) 出てゆきたもうことを欲」する、と。

そして、内村が問題視した「キリストに在りて」も、この箇所から解釈できるだろう。武藤は、「……神御自身がみずからの外に、いわば自己否定的に出でたもう場所、そしてそこにおいて、われわれ自身がいわば脱目的にわれわれの外に出ることによって、本来の自己に還帰する場所が、神が「キリストにおいてある」場所であり、またわれわれが「キリストにおいてある」場所」であるとする。内村とルターとの「良心の危機」のピークは、この「場所」を二人の意に反して用意し、二人がそこで、「十字架上のイエス・キリスト」に出会ったとすることができるだろう。それを解釈の前提とすると、「われわれ自身がいわば脱目的にわれわれの外に出る」という場合、外に「逐いやられる」「drive」といふべきだろう。そしてまさにそこで「信仰によって、あるいは、信仰によってのみ (sola fide)、神御自身が義でありたもうのみ

ならず、神の義によって、われわれ自身が義とされる」ことができる、となると武藤は解釈する。

前述したように、信仰義認には神秘主義の様相を払拭できないが、以上のように両者の信仰義認の合理的な(言葉による)説明を比較すると、その言わんとするところはほぼ一致しているように思われる。すなわち、以上の二人の合理的説明は、二人がともに、自らの「良心の危機」を信仰義認の必要条件と捉え、その経緯の反省的理解を贖罪の構造的な理解として把握したものであると考えるならば、両者の距離はきわめて近接したものとなっても自然ではないだろう。

四 むすびにかえて

——内村鑑三の仏教観(信仰態度を中心に)

さいごに、内村自身の言及は比較的少ないが、日本でキリスト教を布教する上で看過することができないであろう仏教を内村がどのように把握していたのかについて、瞥見する。信仰義認をベースにしつつ、キリスト教と仏教における信仰態度を内村が比較している文章を取り上げたい。内村は、「……仏教に基督教に似たる多くの点がある。浄土門の如き基督教の仏教化したる者であるの観がある²²」としているが、これは必ずしも不当な比較ではないだろう。武藤も「信仰によってのみ」「恩寵によってのみ」ということは、仏教的にいえば、聖道門的ではなく、あくまで浄土

「門他力信仰」⁽²⁵⁾であるとしている。内村はこの共通点を指摘した上で、相違点を次のようにいう。「弥陀の慈悲が慈悲の為の慈悲であるに對して、キリストの愛は義に基づける愛である」として、義の有無を指摘する。このように言う意図は、内村とルターに共通する回心へ至るまでの「良心の危機」から説明できるだろう。

内村にとつて、また、ルターにとつても、自力のないところに義はなかった。自力が尽き「すべてのものから空しくされ」たところに、「十字架」があった。そして、「十字架」によつて、「仏教の言葉を以つて云ふならば他力が自力となりて働く」ようになり、自力と他力が環となつて閉じる。そのことを「……基督教は他力にして他力に非ず、自力にして自力に非ず、自力他力の両勢力を以つて己が救いを全うする道である」というのではないだろうか。

(1) 『内村鑑三全集』第三卷、岩波書店、一九八二年、所収。以下、『全集』と略記し、その後に引用頁を記す。

(2) "Let me here note that I entered a hospital service with somewhat the same aim as that which drove Martin Luther into his Erfurth convent." (『全集』第三卷、九五頁)。邦訳の引用は鈴木俊郎訳『余は如何にして基督教徒となりし乎』岩波文庫、一九五八年、一三二頁。以下、『余は如何にして』と略記し、その後に引用頁を記す。

(3) 松田智雄「ルターの思想と生涯」、松田智雄責任編集『世界の名著18 ルター』中央公論社、一九六九年、所収、一八頁。

(4) 金子晴勇『ルターとその時代』玉川大学出版部、一九八五年、八

二頁。

(5) 『余は如何にして』、一三二頁。

(6) 同上。なお、金子は、ルターにも「罪の認識のなかにも自己を追究してやまない、自我の根源的罪性」(金子、上掲書、九〇頁)の認識があったとしており、これは、内村の罪意識と同様の認識であったと言えるだろう。

(7) 同上。

(8) 金子、上掲書、九〇頁。

(9) 金子、上掲書、九〇—九二頁。

(10) もちろん、松沢弘陽訳『日本の名著38 内村鑑三』中央公論社、一九七一年、一五八頁)のように「……、私の養護院勤めは、マルチン・ルターのエルンフトの修道院入りとほぼ同じ目的からだった……」として、「love」に格別の意味をもたせずに解釈することもできるだろう。しかし、本稿では、「love」に含まれる、「追い立てる」「余儀なく……させる」というニュアンスを強調することで、内村の回心の経緯をより鮮明にすることができないのではないかと、いう意図により、鈴木俊郎訳を用いる。

この解釈を考える際、『余は如何にして』全体の構想を確認する必要がある。内村は緒言で、異教徒であった日本人がどのような経緯を経てプロテスタントイデオロギイの真髄である贖罪信仰に至ったのかを、『航海日記』または『生物学者のスケッチ・ブック』のように「ただその『現象』を記述」するという。内村自身は、その経緯を「余がかつて研究したいかなるものより神秘的」と言うが、本文では予告どおりに「事実」が、神秘性と判断を排して、記述されている。内村が、「余はそれ(十字架上のイエス・キリスト)を基督教国において余が予期していたような方法で見つけなかった」(一)筆者、原文伏字、『余は如何にして』二三〇頁。なお、「余が予期し

ていたような方法」とは、基督教国である米国の街角や教会や神学校で学ぶことを指す。)、しかし、「様々の、予期したのとは反対の方法で、それを得、満足した」〔邦訳、筆者、原文「In ways various and contrarious, I had it nevertheless, and I was satisfied」(『全集』第三卷、一六三頁。)]。こと自体に、内村は「神秘性」を感じているのであり、記述のなかに神秘性や予断をふくませる必要はなかった。あるがままの経緯を読者に提示し、その解釈をゆだねることにより、内村の感じた神秘性——結論を先取りすればそれは、個々人の中にまで働く神の摂理——がリアルなものとして読者に伝わることを意図したのである。この内村の意図を踏まえて、内村とルターの「良心の危機」をさらに考察する。

- (11) 内村の米国学が、一八八四(明治一七)年から一八八八(明治二〇)年までであり、『余は如何にして』(英文)が脱稿されたのが一八九三(明治二六)年であるから、この間に、「体験」が抽象化され再解釈されていたであろうことは、想像に難くない。この点、詳しくは拙稿「内村鑑三の回心をめぐって——『二つのJ』の意味したもの」(日本哲学史フォーラム編『日本の哲学』第二号、昭和堂、二〇〇一年、所収)第一章を参照されたい。

- (12) 『余は如何にして』一三二頁。
(13) 金子、上掲書、九〇—九二頁。
(14) 金子、上掲書、九二頁。
(15) 金子、上掲書、九二—九三頁。
(16) 『全集』第二四卷、一四〇頁。
(17) 『全集』第二六卷、「羅馬書の研究」一七二頁。
(18) 同上、一九〇—一九二頁。
(19) パウロの名による書簡。「エフェソの信徒(Ephesians)への手紙」。以下に引用する内村の文章は、「キリストに在りて」『全集』

第二九卷、四六四—四六九頁。

- (20) 『世界の名著18 ルター』、中央公論社、一九六九年、笠利尚訳『ローマ書講義』、四二—四一六頁。当該箇所として、ローマ書第一章第一七節、第三章、第四節、第六七節をあげることができらう。
(21) 武藤雄「神学的・宗教哲学的論集Ⅱ」創文社、一九八六年所収、「ルターにおける信仰と神秘主義」。

- (22) 「神はご自身が外に出ることによって、われらがわれら自身の中にはいるようにしたまい、さらに神はご自身を認識させることによって、われらをしてみずからを認識させるようになしたもう」〔補遺〕四一六頁)を武藤が解釈したものである。

- (23) 「神の自己否定」については議論の余地があるが、内村の表現にもそのようなニュアンスがあるため、本稿では、これ以上立ち入らない。

- (24) 『全集』第三卷、「仏教対基督教」(一九二九(昭和四年)、二一六頁。
(25) 上掲書、八三頁。

- (26) 義の無い、仏教国では「愛と云ふは多くは、お情け」である、赦しは「勘弁」である」と言い、「凡てが情実化して法律は其権能を失ふ」と批判する(同上、二一八頁)。

- (27) 『全集』第二九卷、「自力と他力」(一九二五(大正一四)年、二五〇頁。
(かわばた・しんすけ、日本哲学史、

大阪市立大学非常勤講師)